告 示

埼玉県告示第九百四十号

定 に 大規模小売店舗立地法 よる意見の概要につ (平 成 11 て、 同 十年法律第 条第三項 \mathcal{O} 九 規 +定 によ 号) 第 ŋ 公 八 条第一 告 Ļ 項及 及 び 当 び 第二 該意見 項 を 0 規 次

日

 \mathcal{O}

と

おり縦覧に

供する。

令和三年八 月 +

埼 玉 知 大 野 元 裕

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規模小 売店 舗 \mathcal{O} 名称及び 所 在 地

仮仮 称) Y オ コ 和 光南店

埼 玉 県和 光市 南 丁目 十六 外

口 大規模小 売店舗 <u>\frac{1}{12}</u> 地法 第八 条第 項 \mathcal{O} 規定による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概要

(1)まちづ < り ヘ \mathcal{O} 協力に 関すること

和 光市 産業振 興 条例 に 基づき、 市 内 事業者 \mathcal{O} 役 割 とし て 次 \mathcal{O} 事 項 に 0 1

7 極 的 な参加 12 努めること。

ア 条 例 \mathcal{O} 基本 理 念をご理解いただき、事業活 動を通じ て地 域経 済 \mathcal{O} 活 性 化

及 び 地域社会 \mathcal{O} 発展 \mathcal{O} 貢 献に努める

イ 地 域社会を構 成す る 一員として、 和 光市 が 行 う 「企業市 民 活 動 12 積 極

的 参画すること。

ウ 和 光 市商工会 \sim \mathcal{O} 加 入をご検討 V ただくととも に、 商 工会が 行う 事 業

に 対 て積極 的 に参 加 すること。

(2)産 物 に関する

農業 商業振 傾及び 地 産 地 消 \mathcal{O} 推 進等 \mathcal{O} た め 和 光 市 内 で 生産 さ れ た 産

物 を商 品 として取 扱うこと、 商 品 \mathcal{O} 材 料 と L て 使 用 す ること 及 び 市 内 産 産

物 \mathcal{O} Ρ R に努め ること。

(3)騒音に 関 すること

ア 営業活動に 伴 1 発生する 騒 音 振 動 等 に ょ る 周 辺 地 域 \mathcal{O} 生 活 環 境 \sim \mathcal{O} 影

を最小限に 抑えること。

1 騒音規 制法 振動規制法 に基 づ < 特定施設 (室 外 機 や送 風 機 など) に 該

当 カュ 確認 該当す る 場合に は 届 出を行う

ウ 駐 車 場 \mathcal{O} 出 入庫及び 資材 0 搬 入 等 で駐停車 す る場合 は 車 両 \mathcal{O} 工 ン ジ

ン を 止 \Diamond る ほ カュ 話 L 声 ラ ジ 才 \mathcal{O} 音 な تخ が 近 隣 \mathcal{O} 住 民 等 \mathcal{O} 迷惑に な 5 な

V う 慮す る こと。

工 周 辺 住 民 等 \sim \mathcal{O} 情報 提供 へき思 \mathcal{O} 疎 通に努め、 苦情が あ 0 た場合に は 誠

意を持って速やかな対応をすること。

4 光害に関すること

照 明 等 \mathcal{O} 置 に 0 11 て 光害が生じることが な 11 ょ う 照 明 \mathcal{O} 配 Þ 方

向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関すること

以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

ア 修 理体 制 加 工 \mathcal{O} 確 保 • などに 販売など 必 要な措置 に 際 て、 を 長期 講ずること。 間 使用 可 能な製 品 \mathcal{O} 開 発、 製 品 \mathcal{O}

イ 資源 4 \mathcal{O} 再 生利用を 促 進す るた \otimes に 必要な 措 置 を講 ず 、ること。

ウ な 利 用 ŧ 製造 制 を促進すること。 \mathcal{O} を使 配 慮 加 用 工 た 適正 販売 使用 な な どとに 後 包 装 \mathcal{O} 包装、 際 \mathcal{O} 推 進 て、 容器等 を 义 過剰 る こと。 \mathcal{O} な包装を自粛 口 収 ま を行うこと等 た 包 装 は、 廃 によ 棄物 再 生 利 り、 \mathcal{O} 用 排 可 再 出 \mathcal{O}

工 努 めるとともに 商 は 口 \mathcal{O} 販売に 収す ·ること。 あ 購入者 たっ て、 が 消 不用とし 費者が た包装、 簡易な包装、 容器等を返却 容器等を 選択 しようとする場 できる ょ う

才 事 画 業系 に従うこと。 般廃棄物を自ら 運 搬 又は 処分するときは 般廃 棄物 処 理

(6) 交通(通学)に関すること

来客者 校 仮 和 称) 光 \mathcal{O} な 車両 市立第三中学 0 ヤ 7 等 オ と児童生 る。 コ 和光南 そ 校 \mathcal{O} 一徒と \mathcal{O} た 通 店 8 $\bar{\mathcal{O}}$ 学 (和光市 事故が ・区域と 建設時 懸念さ な 南 \mathcal{O} 0 工 丁 7 事 れる。 お 目十 車 ŋ 両 ·六外) 周 開 辺道 店 は 後 路 和 \mathcal{O} 光市 は児童生徒 物 資 7 搬 第五 入 車 \mathcal{O} 小 両 学 通

5 周 は て 辺 +また、 止 n 11 道路 る。 · 分 対 た は ま 応 越後 万全を期 反 くよう 射 で して 鏡、 連な 山 . 通 お 11 ŋ, ただ 出 すとともに、 り 願 [庫を知 は交通量 11 ド 11 た ラ 7 5 1 いることが せ バ Ł 多く路 特 る ブ が に 歩 登 ザ 分かるが 行者等を発見 下 線 バ 等 校 ス 時 \mathcal{O} の経路 設 \mathcal{O} 置、 時 間 _ 時 帯 警 すること に 備員 に 的 t な な 0 混 \mathcal{O} 0 11 配置 の 遅 雑に て て は VV 等、 十分 れ ょ る 等 り 注意 事 Ł 車 故 考え 列 画 が \mathcal{O} で

一縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援開

埼玉県南西部地域振興センター